

令和元年鞍手町議会第8回定例会会議録（第3号）						
令和元年12月11日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和元年12月11日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
	令和元年12月11日 午後2時21分					星 正 彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 員	1 2	的 野 信 之		1 3	須 山 由 紀 生	

職 出	務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠	
	教 育 長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠	
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠	
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠	
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠	
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠				
議 事 日 程	別 紙 の と お り						
付 議 事 件	別 紙 の と お り						
会 議 経 過	別 紙 の と お り						

## 令和元年第8回鞍手町議会定例会議事日程

12月11日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例
- 日程第2 議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第80号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第81号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第82号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第83号 鞍手町営葬斎場の指定管理者の指定
- 日程第12 議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定
- 日程第13 議案第85号 鞍手町道路線の認定

令和元年12月11日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第73号 鞍手町立保育所送迎バス利用者負担に関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

添田政勝議員。

○1番 添田 政勝君

負担金額、月額500円については税対象なのか、非課税なのかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

送迎バスの負担金500円につきましては、消費税法の規定により非課税となっております。理由といたしましては児童福祉施設である保育所に利用される送迎バスの負担金であることから消費税は掛からないものとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田政勝議員。

○1番 添田 政勝君

この月額500円については児童一人に対する金額なのか、一家族に対する金額なのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

3条の負担金の項目にございますが、送迎バスを利用する児童としております。これについて一家族の児童を示すものではなく児童1人の負担金でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

添田政勝議員。

○1番 添田 政勝君

4条1項2号によると、統合前に在籍している児童に対しては無料であるが、その後入所する無料対象の弟や妹が利用する場合は、新たに入所した児童のみに負担金が発生すると理

解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり保育所の廃止の日に弟さんや妹さんがその当該となる、対象となる保育所に入所されておられれば負担金は免除の対象となりますが、新たに保育所に入所される場合には負担金が発生することとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

3月議会でしたか、私は町長にこのことについて無償にするべきではないかという話をしたと思いますが、その時に、これは町が統一するので、町の勝手といいますか、そういうことで無償にするべきではないかという話をしましたら、町長もはい無償にしますというような答弁をされたと思います。

今回この条例が出て来ましたので私はちょっと驚いているのですが、当時西川第1保育所、若しくは剣第1保育所に入所していた方が在籍していればこの条例によると無償にはなるようになっています。しかし元々そこに西川第1保育所なり、剣第1保育所なりに、近くだからそちらに入所したいという、本来そこにあればそこに入所できるはずの地域の子どもが統合されたばかりにバスを使って古月保育所まで通わないといけないという状況になって来るわけです。とすればこれは町の都合によっての統合によって不利益といいますか、子どもさん、保護者にとってはそういうふうに捉えられるのではないかというふうに思いますが、前回の答弁と整合性が取れないというふうに思いますが町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

前回の答弁を確認するということですので、ここで暫時休憩します。

休憩 13時05分

再開 13時23分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

休憩前の宇田川議員の質問に対して経過の確認をしておりますので、執行部の方から答弁をお願いします。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程宇田川議員の質問がありました。3月議会というようなことではありましたが、9月議会の議案質疑の際に宇田川議員から「送迎バスを出すということなのに、それに対して月額500円お金を取るのですか、無料にすべきではないですか」というご質問がありました。

そのご質問に対して私の方から、「現在のところは500円を徴収するというので検討をしております。しかしながらいま宇田川議員が町の都合で閉園するのではないかとというような指摘がありました。そのことも含めまして今後役場の中で検討し、また保護者の方も含めてご意見を聴取しながら最終的な決定をして行きたいというふうに思います」ということで答弁をしております。

そういったことから保護者の方にはアンケートを取り、役場の中で検討した結果500円を徴収するというので今回条例を定めております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

3月議会の予算特別委員会の中で、これに町長は入られていませんが、課長に質問をもう一度やっています。今年度は無償にしますというような答弁はいただいておりますが、しかしながら先程言いましたように町の都合で統合したわけで、元々西川第1保育所、剣第1保育所の近くの保育所に通えるはずだった子どもさんが、町が統合することによって古月保育所に行かざるを得ない、バスを利用しないといけないということであれば、これもやはり無償にするべきではないでしょうか。

鞍手中学校が統合した時の鞍手中学校の生徒さんのバス通はいくらかいただいておりますか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

宇田川議員のご質問にお答えいたします

現在鞍手中学校のバス通学の費用につきましては無償となっております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

同じことではないでしょうか。保育所だけ500円とる、利用者負担をいただくと。鞍手中学校も統合されてバス通学を余儀なくされた生徒さん達がおられて、しかしそれは無償にしますという方向で行っているわけです。

しかし今度保育所を統合したときは500円利用者負担をいただく、これはちょっと矛盾しているのではないのでしょうか。そういう意味で、これは撤回していただきたいという質問です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

従来保育所からの交渉に際して保育所が保有するバス等を利用する際につきましては、国が認めないというふうな指導をしておりました。しかしながら平成8年3月27日付けで保育所入所手続き等に関する運用改善等についてということで、保育所の設置場所等の地域状況を勘案して保育所が保有するバス等による児童の送迎については差し支えないというような通知がされました。ただ合わせて、バス等の設置運行に係る経費は利用する児童の保護者から実費を徴収することを原則とする旨が通知されております。

送迎バスを利用しない保護者の方は自ら保有する自動車により燃料等を負担して送迎をしておりますから、こちらの方との公平性の観点からも利用者負担金を徴収することは必要であるというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

先程言いました保育所と学校教育と福祉の関係では違いますが、鞍手中学校の子どもさん達は無料にしているわけですよ。それとの整合性については何ら答弁されていませんが、実費を徴収して下さいというような指導があったと言われますが、500円で実費徴収になるのですか、それで全部運営出来るのですか。

鞍手中学校の生徒さんとの整合性の問題と今の実費の問題ですが、500円でいくら収入になるのか分かりませんが、その辺の整合性についてはどういうふうにお答えになるのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

500円ということで実費徴収ということになるかどうかということですが、町内の保育所、私立の保育所があるわけですが、私立の保育所の送迎バスの負担金については500円ということが定められております。

掛かる経費全てを町が運営する送迎バスの掛かる経費そのもの全てを負担金として徴収するとなれば相当な額を保護者から徴収しないといけないようなことにもなります。そういったことから、そこに保育所、民間と公営というような差はありますが、保育所ということで考えた上で町内の保育所の送迎バスの料金については500円が相当であろうということで500円というふうに定めております。

○議長 星 正彦君

中学校との整合性については。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程議員が言われましたように、教育と福祉というような観点からの相違があります。そしてまた保育料については国からの補助を受けておりますので、そういったものを送迎バスの運行には充てないようなことにもなっております。

そういった教育と福祉の違い、また先程言いました国からの補助分を送迎バスに充てないというようなことから、今回この条例を500円と定めて提出しております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

スクールバスにつきましても、保育園の送迎バスにしましても来年の4月から運行するということですね。先程教育課長から答弁がありました。新しくスクールバスになっても無償ということなんですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今のご質問に対してお答えいたします。

4月以降に関しましてもスクールバスにつきましてもは無償で運行するということになっています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

宇田川議員と同じような考えなんですが、やはり整合性ということが、国の方針は何か分かりませんが、やはり町民の皆さんに対するお願いということでは、その辺は十分考えた方がいいのではないかと、今回新しく新規に条例を作ることですね。

幼児教育・保育の無償化の問題も昼食費が実費徴収ということになりまして、今までなかった支出が出来たという方々もいらっしゃるわけで、そういういろいろな面も重なっておりますので十分考えていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

回答はありますか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

回答ができましたらお願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員のご意見等は承りますが、今回こういった形で条例を提出しておりますので、ご審議をしていただきご協賛をお願いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

この500円、先程来より数名の議員からの質疑にもありますが、1人あたり月額500円取るといった協議をされたということでございますが、もう一度具体的にどのような協議を経てこういう結果が出て条例として本議会にご提案されているのか、その協議の内容等について詳しく教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

保護者の皆様に対して昨年度の8月頃バスの料金について500円を徴収するというお尋ねをさせていただいております。そしてまた本年度も同様に保護者に対して今回は古月保育所、剣第1保育所になりますが、保護者の方に対して500円負担をしていただくという形のものを出させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

アンケートだけでお決めになったというふうにこちらの方は理解してよろしいでしょうか。それとも内部でも協議、どういうメンバーで協議されたのかは分かりませんが、私も記憶的には無償化の方が強いかなというイメージはあったのですが、月額500円の負担をいただくということで条例化されているということになりますので、そのアンケートだけ取って決めたのか、内部のどういうメンバーで協議されたのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

アンケートを取りました後に500円をという設定をするに当たりまして、福祉人権課の中で協議をしますとともに、当然町長の方にも協議はさせていただいております。

先程町長が申されましたが、町内の私立保育園が500円を徴収しているという状況もございました。それと共に先程町長の答弁にもございましたように、自らの自家用車で送迎をしている保護者の方についてガソリン等の補助はしておりません。そもそも保育所は保護者の方が保育所に通所させていただくという絶対前提がございます。そのためにガソリン代等



は補助しておらないものとなっております。それ故自らの車で児童を保育所へ連れて来ていただいている保護者の皆様との公平性を保つためにはやはり500円程度の負担は必要ではないかという協議を基に町長の方に報告させて、条例案の方へ提案させていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

日頃町長がおっしゃっている子育て支援といったことに関して少し逆行しているのではないかなというふうにも思います。その辺はどのようにご判断されたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も言いましたように、国は基本的には以前は送迎については認めないというような方向でしたが、その後送迎についても認めるということで国としても指導がっております。その際に必ず実費徴収を原則とするというような指導もあっていますので、これはその指導に沿い実費徴収を原則として徴収するようなことと考え、今回この条例案を提出しております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第73号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第73号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第74号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

具体的な改正内容について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本議案は本年度8月7日付けで人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

具体的には、民間企業との格差0.09%を埋めるため月額給を平成31年4月分から遡及して平均0.1%引き上げ、勤勉手当につきましては年間支給割合1.85月分を0.05月分引き上げ、年間支給割合を1.90月分とするものであります。

また、その他の改正といたしまして住居手当につきましては、国家公務員の公務員宿舎使用料が上昇したことや、民間との状況を踏まえまして住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4千円引き上げられたことと、住居手当の支給額の上限を千円引き上げられたのが主な改正内容となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

現在の町の職員の状況が具体的にどういうふうになるのかというのが分かれば、いろいろ20代でどのくらい変わるのか、勤続年数とかいろいろあると思いますので、この場ではなかなか大変でしょうからぜひ委員会に資料を提出していただきたいと思いますが。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

詳細な資料につきましては、総務委員会の時に提出させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

内容は読んでいて非常に混乱したのですが、第1条と第2条、第3条との続きかた。それから施行する年月も違うわけです。どうしてこういうふうな形になったのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回の改正条例は3条立ての改正となっております。

第1条では、まず各給料表の改訂と増額分となりました勤勉手当の0.05月分を12月支給分0.925分に加算して0.975月分に改正となっております、これの施行日が本年4月1日に遡及して適用する内容となっております。

次に、第2条では、第1条で改正しました勤勉手当の支給率を6月期と12月期にそれぞれ支給割合を同率とする改正を行っており、勤勉手当につきましては、0.95月分を6月期と12月期に支給する改正となっております。その施行日が令和2年4月1日からとなっ

ております。

それから第3条では、住居手当の支給についての改正となっております。そしてこの支給改正の適用日は激変緩和を求める職員団体との協議の結果、施行日につきましては令和3年4月1日から施行する内容となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第75号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

これは町に関係する対象の職員というのはどういう方になるのでしょうか。教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例で適用になります対象職員につきましては、まず議会議員の方々、それから各種附属機関で委員となっていられる委員の方々、それから一般職の非常勤として今後來年度からは会計年度任用職員という方々になりますが、こういう方々となります。

今年度のこの条例の適用者は当初予算の段階で534人分というふうになっておりまして、令和2年度以降につきましては概ね対象者としてはほぼ同じでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

それで534人と言われましたが、法第2条 第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が町長と協議して定めるというふうに、これはどういうふうに理解したらいいのですか。実施機関が町長と協議して定めるといふのは。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

これは具体的には平均給与月額の例により実施機関が町長と協議して定める額と。実際にこの公務災害が発生したときに補償額を算定する場合に歳出する大元となる平均賃金となりますので、これにつきましては町長と協議してとなりますが、実質的には支払われている金額と、それまで支給されている金額が算定の基礎になるということでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

この実施機関というのがどういう機関なのかというのがよく分かりませんのでよろしくお願ひします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この実施機関につきましては各教育委員会でありますとか、議会、農業委員会とか、それぞれの委員会、機関になります。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第75号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第75号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第76号 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第76号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第76号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第77号 鞍手町保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

収容定員が減少している理由についてお尋ねします。

保育士の関係で待機児童が生じたことに伴い統合すると理解していたが、収容定員が減少することに違和感を覚えますが、この件について説明して下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

まず先に保育所の現状についてご説明をいたします。

町立保育所の12月1日時点の現状を申し上げますと、剣第1保育所では認可定員90名のところ58人、古月保育所が認可定員90名のところ80人、2保育所を合計いたしますと認可定員が180名で138人の受入となっている状況でございます。

現在の剣第1保育所の児童の令和2年度の受入先につきましては、古月保育所に限定されるものではございませんで、私立2園を含めた町内3保育所の中から各保育所へ保護者の希望に基づき入所を決定していくものでございます。

続きまして定員についてのお尋ねについてお答えいたします。

町立保育所統合に係る基本構想に基づいて西川第1、剣第1の町立の保育所の廃止に伴いまして古月保育所の定員を40人増の130人といたしますとともに、鞍手あゆみ保育園の定員を30人増の130人、鞍手のぞみ保育園の定員を30人増の100名とする計画でございます。保育ニーズについては鞍手町全体で確保しているものでございます。

認可保育所に加えて鞍手乳児院で11月より本町児童の受入を開始された企業主導型の保育、また鞍手幼稚園に委託している2歳児の定期預かり事業、それに加えまして本議会で行政報告をされました旧西川第1保育所の利活用による児童発達支援などの多様な保育の受け皿の整備を行っておりますので、古月保育所の130人という定員については適正な設定であると考えているものでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

定員が130人を超えた場合はどうするのですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

現在130人で見込んでおりますが、保育児童が上回った場合におきましても保育士の人員基準を満たせることにより認可定員を超えた受入は可能なものとなっています。唯一となります町立保育所になる古月保育所では障害児等の受入をした場合には保育士の加配も考えられますが、認可定員よりも多くの受入を可能となるよう正規職員の雇用を含め人材確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今のご説明によりますと町立の保育園は減っている、ところが私立は増えているわけですね。なぜこういうことになるのか、その辺の事情をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

いま端的に申し上げましたのは鞍手町立保育所統合に係る基本構想をまとめて申し上げました。年度毎に申し上げますと、29年度から32年度にかけた剣第1保育所の90人という定員は変更しておりませんでした。西川保育所についてはそもそも60人の定員で30年度で終了しております。

古月保育所につきましては、来年度から130人、そもそも90人で行ってまいりました。私立保育所を含めて町全体で考えなければならず、先程申し上げましたが、鞍手あゆみ保育園につきましては31年度から30人の増、鞍手のぞみ保育園につきましては合計30人の増となっております。保育料のニーズ量を勘案して定員を町全体で考えているものとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

ニーズというのが地理的なものなのか、それとも保育の質とか内容とか、そういったことによって差が出て来ているのか、その辺をお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

ニーズと申しますのは、ニーズ量で人数のことでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

課長、西藤議員の当初の質問は、なぜ私立に入る子ども達が多くなって来ているのかというこの問いだったというふうに思います。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保育所の統合に係ることにも繋がってくるとは思いますが、以前5園あった公営の保育所を2園民営化いたしました。そして残る3園を町営ということで当初は行っておりましたが、公営については3園を2園に、今回2園を1園にするということで今回この条例が出ているわけですが、その際に公営の保育所を民営化する際に、やはり民営化することによって切磋琢磨をしようと、保育の質を上げていくためにも民営化が必要ではないかということから民営化をし、2園民営化をいましています。

残念ながら今議員ご指摘のとおり民営化した私立保育園の方が保護者の方達のある意味人気があるというようなことから、どうしても今、私立保育園の方に保護者の要望が多いということです。それは非常に残念なことであり、また町営の保育所も民営の保育所に負けないように今後も努力し、多くの園児、子どもさん達を預かっていけるようにして行くべきというふうに思いますが、現在のところではそういった保護者の方達のニーズが私立保育所の方が高いということから私立の保育所も改築をし、多くの定員を受け入れられるような増築もしたということです。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

基本的にはやはり子ども達の安全とか、そういったことを考えますと本来公立の保育所が中心になって担っていただきたいという気持ちがあります。そういう実態があるのならばそういうところをまず、元々やはり民営化と最近いろいろ言われますが、やはり最後に信頼出来るのはこうだと私は思っております。その辺の工夫をどうされるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も答弁しましたように、今のところは民間の保育所の方が人気があるということになっております。今回古月保育所については大規模改修をすることによって園舎自体も大きく改築をすることで園舎も私立の保育所に負けないような園舎になるというふうに考えております。また、保育士の先生方も民間の保育士の先生方に負けないように今後も努力をしていただいて、民間と十分競えるような保育所になるように努力して行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

今回統合するもう一つの大きな要因として保育士不足があって、待機児童の解消にも繋が

るといような答弁もこれまでされて来たと思いますが、現在の待機児童はどのくらいあって、今後統合することによって待機児童がなくなるのか、そして剣第1保育所で働いていた保育士さんはこのまま古月保育所で雇用するという形になるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

まず先に保育士さんの方々については可能な限り古月保育所の方にお勤めをしていただきたいと考えておる次第でございます。

待機児童の数につきましては12月現在で20名の状況でございます。

その状況はどうかということでございます。今回1所になります前に私立2園を運営する社会福祉法人の明星福祉会と共に鞍手町における保育ニーズの学校方策に関する協定書を締結していきまして、この協定に基づき受入定員増のための施設整備の補助を行っておりますが、現状では私立保育園では保育士を加配しての障害児の受入が難しい状況でございます。

そのために町立保育所におきましては十分の保育士体制を、保育士を確保いたしまして保育士の加配が必要となる児童の受入が出来るような体制づくりを行わなければならないと思っております。

また、私立保育園につきましては、多くの児童を受け入れていただきまして私立保育園の運営をバックアップが出来ればと考えているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

保育士はそのまま古月保育所をお願いしているだけであって、私が聞いているのは待機児童は12月現在で先程20名と言われましたが、これは解消出来るのかどうか、その目的の1つである今回の統合でもあるわけでしょう。保育士さんがばらばらで、それを手厚く0歳児保育等も含めて出来るようにするために保育士さんがなかなか募集をかけても集まらないから待機児童が発生してしまう、定員はあっても保育士が足りなかった待機児童が出てしまう分けでしょう。受入が困難になるわけでしょう。だから今回の統合で剣第1保育所の保育士さんはせめて古月保育所にみんな来ていただいて、手厚い保育と待機児童の解消というのが図られるかどうかというのを聞いているわけです。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

待機児童の解消につきましては古月保育所だけではなく、先程申しましたあゆみ保育園の定員の増と、のぞみ保育園の定員の増、そして鞍手町全体で古月保育所と共に3園で考えて



行かなければならないと考えています。そして、先程からおっしゃいますように古月保育所で1所になることで待機児童の解消に繋がっていくものと考えているものでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第77号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第77号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第78号 鞍手町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

水道法の一部を改正する法律が施行されて、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度が設けられたと、この指定の更新制度というのは具体的にどんなことなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

5年毎の更新制度でございます。

○議長 星 正彦君

西藤典子議員。

○11番 西藤 典子君

今まではどういうふうなことであったのがこうなったのか、水道法の改正前はどのような状態だったのでしょか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

以前は当初登録したままで更新制度はございませんでした。それに伴いまして違反行為とか苦情、トラブルというようなことが発生しましたので今回5年毎の更新制度に変わっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第79号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について14頁から21頁まで質疑はありませんか。  
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について20頁から31頁まで質疑はありませんか。  
宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

23頁の、これは提案説明でもありましたが、障害者自立支援医療費の増加が見込まれると、その増加が見込まれる理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

お答えいたします。

今回1,202万5千円を追加補正させていただいております。その理由につきましては、給付費が前年同期に比べまして伸び率が約1.14倍となっており、それに対応して約588万円の上昇を見込んでおります。それと共に育成医療費の生活保護の方の医療費の追加分として約613万円が掛かっておるものでございます。合わせまして1,201万3千円を追加補正させていただいている状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

次に、31頁の衛生費、これも提案説明の中にありましたが、PCB廃棄物の処理費の追加ということですが、これについて、これはどこの何なのか、量的にどのくらいあるのかというのが分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

PCBというのは、ポリ塩化ビニールということで、処理するところは鞍手町の浄水場及び外側、かんがいの排水機場、古門の浮州のどこにあるところの照明器具の安定器に含まれておるものでございます。

処分料といたしましては31.6キログラムというふうになっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

以前古い学校の照明器具だとかというのものにもこのポリ塩化ビニールというものが使われていたみたいなんですが、町内の公共施設の中でこのPCBが使われているような物はこれで最後ということでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

庁舎等の公共施設につきましては調査が終わってしまして処理は終わっています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

申し訳ございません。いま言いました浄水場と外側排水機場、及び役場の照明器具にも一部含まれておりますので、箇所はこの3ヶ所で一部役場を忘れておりました。

処分料につきましては31.6に間違いありません。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、32頁から39頁まで質疑はありませんか。

添田政勝君。

○1番 添田 政勝君

33頁の農地集積協力事業費とはどんな内容ですか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。

機構集積協力金についてご説明申し上げます。

この事業は相続、それから高齢による農家の方のリタイヤ等を契機として県にあります農

地中間管理機構を通しまして地域の中心となる経営体の農家の方に農地が集積されることが確実に認められる場合に、市町村がこれに協力される方に対しまして機構集積協力を交付いたします。

今回の補正予算の対象者は4名で、集積される面積は2.47ヘクタールでございます。

協力金は10アール当たり1万5千円が交付されますので、今回の機構集積協力の合計は37万500円となっておりますので37万1千円を補正予算として計上させていただきます。以上です。

○議長 星 正彦君

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、38頁から47頁まで質疑はありませんか。  
宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

47頁の長期債償還利子なのですが、利率が減ってというような説明ではなかったですかね。中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

この長期債償還につきましては、平成20年度に10年毎利率見直し方式で借り入れた地方債が10年を経過いたしました。そして利率が1.4%から0.01%に見直されたことに伴い長期債償還元金で72万1千円を追加しております。

元金は追加になっていますが、利子につきましては585万6千円の減額になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

消防費の関係で防災無線の修繕料が出ていますが、まだ設置してそんなに経っていないというイメージがあるのですが、この修繕料の内容とか中身を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この修繕料は防災行政無線のバッテリーの交換代でございます。場所といたしましては、泉水と長谷の2基でございます。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

バッテリーの交換代ということになりますと、これは定期的に発生するものだというふうに理解すべきなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

バッテリーですので長持ちする物もあれば、当然消耗品ですので今後このバッテリーの交換は発生するものと思われまます。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝議員。

○3番 田中 二三輝君

バッテリーの交換ですから当然消耗品だからそうでしょうが、他に同様のバッテリーを使っているような場所はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この防災行政用無線機のバッテリーでございますので、各町内に設置しております防災行政無線機には全てこのバッテリーが入っています。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

10頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

10頁から13頁について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第79号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第79号は総務文教委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、日程第 8 議案第 8 0 号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 0 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 8 0 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 8 1 号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 1 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 8 1 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 0 議案第 8 2 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和元年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 2 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 8 2 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 1 1 議案第 8 3 号 鞍手町営葬祭場の指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

#### ○ 4 番 宇田川 亮君

この有限会社富士サービスというのは今まで指定管理を受けていた所でしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

いま議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第83号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第84号 鞍手町衛生センターの指定管理者の指定を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第85号 鞍手町道路線の認定を議題とします。

質疑はありませんか。

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

資料によると現在県道直方・鞍手線の一部を町道認定しようとしているが、なぜこの時期に行う必要があるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

福岡県の規定では県道の2路線化を避けるため、認定前までに旧道部分についての所管手続きを行うものとなっております。

今回、県が猪倉工区の詳細設計を行い、町道の起点、終点が確定しましたので令和元年1

1月8日付けで県と新県道の供用開始に伴い発生する旧道の取り扱いについて協定を締結しています。これにより工事にはまだ着手していませんが、町道認定する必要が生じております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

県道直方・鞍手線の線形変更に伴い、現在の県道直方・鞍手線の一部道路認定を行った場合、供用開始までかなりの時間が掛かると思いますが、この間、道路の維持管理は鞍手町が行うことになるのですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今回、町道認定を行います但し供用開始はいたしません。供用開始は猪倉工区の工事が完了し、新しく町道となる部分の道路の不良箇所等の条件整備が完了したのを確認してから行いますので、従って猪倉工区の工事全てが完了するまで福岡県の管理となります。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮議員。

○4番 宇田川 亮君

管理のことは分かりました。ただこのバイパス予定の県道直方・鞍手線の猪倉工区の工事というのはいつ頃までに完成する予定ですか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

現在用地測量詳細設計が終わりまして、境界立会から用地買収に入る予定となっており、用地買収が終わったところから工事に入って行く予定となっております。

完成予定は令和5年度となっておりますので、令和6年の3月31日が予定となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日から16日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日12日から16日までの5日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の日程はこれをもって散会します。

閉会 14時21分